

総務第 1257 号
令和2年(2020年)7月7日

各部(局)代表課長
各(総合)振興局副局長
企業局総務課長
道立病院局病院経営課長
議会事務局総務課長
監査委員事務局総括監査課長
人事委員会事務局総務審査課長
労働委員会事務局総務審査課長

様

総務部総務課長
総務部人事局人事課サービス担当課長
総務部人事局職員厚生課長

他都府県への出張における留意事項について

道では、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)において、「新北海道スタイル」の実践をしながら、新型コロナウイルス感染症に強い社会に向けて取り組んでいるところですが、東京都などにおいては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が再び増加している状況にあります。

今後、貴所属職員について、東京都など他都府県へ出張の機会が増加することが予想されますが、次の事項に留意するとともに、出張先の自治体における取組やガイドラインを確認するなど、自身の健康管理や感染症の拡大防止を徹底するよう周知願います。

記

1 職員の出張について

中央要請をはじめ、今後予定している他都府県への出張にあたっては、出張先の感染状況等を十分把握したうえで、旅行者の人数、旅行日数、行程について、必要最小限の行動となるよう適切に対応すること。

2 出張先での行動について

出張先の感染状況や呼びかけなどに留意し、出張先の自治体で行っている感染防止対策を踏まえ対応するなど、感染リスクを低減する行動をとること。

また、飲食店を利用する場合にあっては、感染防止対策を徹底していることを確認すること。

総務課総務係
人事課サービス制度係
職員厚生課健康管理係

【参考】

総務第 751 号

令和2年(2020年)6月1日

各 部 (局) 長
各 (総合) 振興局長
企 業 局 長
道立病院局道立病院部長 様
議 会 事 務 局 長
監 査 委 員 事 務 局 長
人 事 委 員 会 事 務 局 長
労 働 委 員 会 事 務 局 長

総 務 部 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について

令和2年(2020年)5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づく緊急事態が解除されましたが、道においては、感染症に強い北海道の構築に向けて、新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針を取りまとめたところです。

つきましては、この基本方針を踏まえ、道職員自らも率先して「新北海道スタイル」及び国の「新しい生活様式」を実践する取組を進めるとともに、各所属長においては別紙について、所属職員に周知いただくなど、引き続き、感染リスクの低減に向けた取組の徹底をお願いします。

総務課総務係

人事局人事課職員活躍担当

人事局人事課サービス係

人事局職員厚生課健康管理係

不要不急な外出などについて

令和2年5月29日に北海道新型コロナウイルス感染症対策本部から示された「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえ、「新しい生活様式」の実践など「新北海道スタイル」の構築に引き続き取り組みつつ、外出の自粛や会議・イベント等の開催等についても、「基本方針」で示された基準（ステップ）に応じて対応すること。

なお、この通知の施行に伴い、これまでの新型コロナウイルス感染拡大防止に係る一部通知について、次のとおり廃止する。

1 多数の者と飲食を共にする会合や不要不急な外出などについて

基本方針において、外出の自粛等については、段階的緩和としていることから、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について（令和2年（2020年）2月28日付け総務第4973号総務部総務課長、総務部人事局人事課長、総務部人事局職員厚生課長通知）」及び「職員の新型コロナウイルス感染防止の徹底について」（令和2年（2020年）5月1日付け総務第424号総務部長通知）」を廃止し、今後は基本方針の段階的緩和のステップに沿って対応すること。

また、3つの警戒ステージのいずれかが発動された場合は、その状況に応じて的確に対応すること。

2 道主催の会議・イベント等について

基本方針において、施設の使用制限等やイベント等の開催制限については、段階的緩和としていることから、「道主催の会議・イベント等について（令和2年（2020年）4月9日付け総務第98号当職通知）」を廃止し、今後は基本方針の段階的緩和のステップに沿って対応すること。

また、3つの警戒ステージのいずれかが発動された場合は、その状況に応じて的確に対応すること。

なお、会議・イベント等の実施にあたっては、実施会場や形態に応じ、業界団体等が定めた業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿って開催すること。

3 出張等について

基本方針において、外出の自粛等については、段階的緩和としていることから、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う出張等の取扱いについて（令和2年（2020年）3月27日付け総務第5877号総務部総務課長、総務部人事局人事課長、総務部人事局職員厚生課長通知）」及び「職員における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組について（令和2年（2020年）4月13日付け総務第128号総務部総務課長、総務部人事局人事課長、総務部人事局職員厚生課長通知）」を廃止し、今後は基本方針の段階的緩和のステップに沿って対応すること。

また、3つの警戒ステージのいずれかが発動された場合は、その状況に応じて的確に対応すること。

職員の健康管理について

1 職員の健康管理に係る留意事項

- (1) 手洗い・マスクの着用を励行すること。
- (2) 来客対応・外出時等の「咳エチケット」を励行すること。
- (3) 職員間のソーシャルディスタンスの確保やビニールの仕切りの設置による感染防止の徹底など接触機会を減らすこと
- (4) 持病のある職員は、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層の注意をすること。
- (5) 体力や免疫力を高めるため、十分な栄養や睡眠をとること。
- (6) 出勤前に体温測定を行うなど、体調に異常がないか確認し、体調管理に努めること。
- (7) 発熱など風邪の症状がみられたときは、自宅で療養して体調管理に努め、外出を控えること。

2 職員の健康管理に関する所属の対応

- (1) 日常的に職員の健康状態を的確に把握し、職場に妊娠中や糖尿病等の慢性疾患を有する職員がいる場合については、特に職場内の感染防止に努めるとともに、引き続き職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備を推進すること。
- (2) 体調不良がみられる職員に対し、無理な出勤・勤務をさせないよう配慮し、体調の回復に専念するよう指導すること。
- (3) 執務室等において換気をするなど、できる限り室内の空気環境の改善に努めること。

3 職員が新型コロナウイルスに感染(疑い含む。)した場合等の報告

- (1) 職員又は同居する家族等が新型コロナウイルスに感染した場合及び濃厚接触者となった場合は速やかに電話にて報告すること。
 - a 勤務時間中
連絡先：総務部人事局職員厚生課健康管理係
(内線) 6-210-22-342又は345
(直通) 011-204-5046
 - b 休日及び時間外
各所属で定めている連絡先に電話等にて報告すること。
- (2) 上記の電話連絡後、各部局代表課・(総合)振興局総務課から令和2年2月7日付け厚生第3444号にて周知している感染症発生報告書等をメール(人事局職員厚生課2メールアドレス:somu.kosei2@pref.hokkaido.lg.jp)にて報告すること。

4 食堂売店等の利用

職員が食堂売店等の利用にあたっては、利用時間を分散したり、食事の際に着席位置について他の利用者から一定の距離を確保するなど、自衛のための行動をとること。

5 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

以下のいずれかに該当する場合は、帰国者・接触者相談センター（保健所）にすぐに御相談ください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
（症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状は個人差があるため、強い症状と思う場合にもすぐ相談。）
- 妊婦については、念のため、重症化しやすい方と同様に早めに御相談してください。
- お子様をお持ちの方については、小児は、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センター（保健所）やかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

◇関係通知：

- ・ 職員の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組について（令和2年（2020年）5月15日付け総務第537号総務部総務課長、総務部人事局人事課職員活躍担当課長、総務部人事局職員厚生課長通知）
- ・ 新型コロナウイルスに係る職員の健康管理について（令和2年（2020年）5月26日付け厚生第678号本庁・石狩地域総括安全衛生管理者（人事局長）通知）

出勤抑制と分散出勤等について

これまで職員の5割を目標として出勤抑制に取り組んできたが、今後は、数値目標は掲げないものの、緊急事態の解除後においても、人との接触を低減することによる感染拡大予防の観点から、より一層の在宅勤務等の活用による出勤抑制と分散出勤を強力に推進する。

また、各所属においては、感染症検査で陽性とされた職員や濃厚接触者が生じた場合には、執務室の閉鎖や職員の自宅待機等の措置を講じる場合があることから、陽性職員等の発生時における業務継続方法などの対応について事前に十分検討すること。

なお、この通知の施行に伴い、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の抑制について（令和2年（2020年）4月21日付け人事第190号当職通知）」は廃止する。

1 在宅勤務について

引き続き、次に掲げる在宅勤務を積極的に推進すること。

- ① 職員の自宅等で使用しているパソコンを使用する勤務
- ② リモートアクセス端末を使用する勤務
- ③ 職場で通常使用しているパソコンを使用する勤務、資料等を使用した勤務

なお、在宅勤務の対象職員の範囲を拡大するなど所用の改正等を行うほか、職員の自宅等で使用しているパソコンを活用した在宅勤務については、6月1日から、使用できる回線を600回線に増設する。

◇関係通知：在宅勤務の特例実施について（令和2年（2020年）6月1日付け人事第409号当職、総合政策部長通知）

2 分散出勤について

引き続き、所属職員の概ね3分の1が、それぞれ早出、通常、遅出勤務する分散出勤を徹底し、接触機会の低減を図ること。

(1) 勤務時間の臨時の割振り変更

早出勤務 7時45分～16時30分又は8時15分～17時00分

遅出勤務 9時15分～18時00分又は9時45分～18時30分

(2) 時差出勤

早出勤務 7時00分～15時45分ほか5種類（以下、始業時間が8時15分まで15分刻みで設定）

遅出勤務 9時15分～18時00分ほか8種類（以下、始業時間が11時15分まで15分刻みで設定）

◇関係通知：

- ・ 新型コロナウイルス感染症の予防対策に係る時差出勤の特例について（令和2年（2020年）4月16日付け人事第152号総務部人事局人事課職員活躍担当課長、給与服務担当課長通知）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について（令和2年（2020年）6月1日付け人事第408号総務部人事局人事課職員活躍担当課長、給与服務担当課長通知）

3 休憩時間について

公務の運営に支障があると認められる場合を除き、休憩時間を可能な限り分散させること（60分の休憩時間を、午前11時30分から午後1時30分までの時間帯に置くこと）。

◇関係通知：新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休憩時間の特例について（令和2年（2020年）2月27日付け人事第2660号当職通知）

4 休暇等について

休暇等の取扱については、発熱等かぜの症状が見られる場合には、災害事故休暇を取得させるなど、職員が休暇等を取得しやすい環境に配慮すること。

◇関係通知等：「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱について（令和2年（2020年）5月26日付け総務部人事局人事課事務連絡）」